

山形県商工業振興資金融資制度

「地域経済変動対策資金

（米国関税措置）」

米国関税措置の影響を受け、経営に支障をきたしている県内中小企業者は、地域経済変動対策資金（米国関税措置）を利用することができます。

1. 地域経済変動対策資金(米国関税措置)の貸付条件

貸付対象者	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者で、米国関税措置の影響により最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定され、経営に支障をきたしている方。
資金の用途	経営の安定に必要な運転資金
利率	年1.7%(固定)
貸付限度額	2億円（運転資金）
貸付期間	10年以内（うち据置2年以内）
保証料率	信用保証協会の定めるところ ※県と市町村が保証料を支援し、事業者負担を軽減 セーフティネット保証5号：0% 商工業振興資金保証第2項：0.15%～0.61%
担保・保証人	金融機関の定めるところ
認定機関	県（商業振興・経営支援課）
取扱期間	令和7年7月2日～

2. 申込窓口

◎山形県商工業振興資金の取扱金融機関が申込窓口です。

山形県内に本店を持つ銀行・信用金庫・信用組合、
七十七銀行・北都銀行・東邦銀行・商工中金の県内各支店

※融資に際しては金融機関の審査があり、ご希望通りにならない場合もありますので
ご了承ください。

【お問合せ先】山形県 産業労働部 商業振興・経営支援課 金融係 Tel 023-630-2359